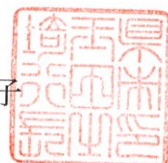


行田市告示 第279号

行田市下水道排水設備指定工事店規則（平成14年規則第15号）第13条第3項の規定による排水設備指定工事店指定辞退届の提出があったことから、行田市下水道条例（昭和42年条例第49号）第6条の13第1項の規定に基づき、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消し、同条第4項の規定により告示する。

令和8年7月17日

行田市長 行 田 邦 子



指 定 番 号	第225号
名 称	株式会社ハウスプラミングエンタープライズ
代 表 者 氏 名	代表取締役 浦山 隼一
営 業 所 所 在 地	行田市富士見町一丁目9番地3